

令和2年度 事業計画

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月31日

はじめに

前年度末から急速に蔓延した新型コロナウイルス感染症に対し、政府による緊急事態宣言が発出されるなど、社会全体が未だ経験したことのない混迷を極める中、この令和2年度がスタートしました。

不動産業界では、一般市民の外出自粛が続く中で著しく経済が停滞し、その結果、飲食業など多くのテナントにおいて収入途絶による賃料支払困難の問題が顕在化するなど、その他多くの産業と同様に、大きな煽りを受けるに至っております。

このような状況の中、本会は宅地建物取引業法に定められた苦情解決業務及び弁済業務を適正に実施するとともに、手付金保証制度、手付金等保管制度、そして一般保証制度といった各種の保全制度を積極的に周知し、消費者保護並びに不動産取引における紛争の未然防止及び適正な取引の推進に努めます。

また、教育研修事業においては、eラーニング研修システムを利用して、契約不適合責任をはじめとした新民法の概念や、宅地建物取引業者が把握すべき税制改正内容を講義するなど、研修内容のより一層の充実を図ると同時に、引続き受講者の利便性向上を目指して参ります。とりわけ、今般のように集合研修が行えない事態が生じ得ることを踏まえると、eラーニングを用いた研修が非常に重要な機能を果たすこととなります。今後も会員各位の環境や状況に即して、より柔軟に、かつ何時如何なる場合でも質の高い研修を行うことができるよう「研修会実施要綱」の条項を見直し、また非常事態対応など必要な研修実施体制を確保するための新たなルールを加えるべく検討を進める所存です。このほか、教育研修については、従前同様、公益社団法人全日本不動産協会と連携し、「全日ステップアップトレーニング」を通じて従業者の専門知識の習得と資質の向上を図ります。

以上の方針に基づき、次のとおり「令和2年度事業計画」を策定いたしました。

I. 公益目的事業の実施

i. 宅地建物取引業に係る取引に関する紛争を解決する事業

○苦情の解決業務

- (1) 宅地建物取引業に関し取引をした消費者の保護を図るとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、宅地建物取引業法第64条の3第1項第1号及び第64条の5の規定に基づく苦情の解決業務を確実にかつ迅速に実施する。
- (2) 地方本部の取引相談委員会を通じ、苦情申出人に対し必要な助言を行い、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員等に対し苦情の内容を通知し、迅速な処理を求める等取引事故に係る紛争の早期解決に努める。
- (3) 取引相談委員会と弁済委員会が連携し、苦情解決業務における運用体制の充実強化に努める。
- (4) 苦情解決業務の運用上の課題等について、地方本部との必要な調整を図るとともに、会員管理システム等を利用することにより総本部及び地方本部間における情報の共有化を図り、当該業務の円滑な運営に努める。
- (5) 地方本部の苦情解決業務担当者を対象として、当該業務に必要な知識の習熟を図るため、地区協議会単位の「取引・苦情処理業務指導者研修会」を実施する。

○弁済業務

- (1) 宅地建物取引業に関し取引をした消費者等の保護を図るとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、宅地建物取引業法第64条の3第1項第3号及び第64条の8に基づく弁済業務を確実にかつ適正に実施する。また、宅地建物取引業法第64条の16第1項に基づく弁済業務保証金の還付計画（認証金額）は、1億3千万円と見込む。
- (2) 弁済委員会を適時に開催し、事案の迅速な処理に努めるとともに、高度な専門的知識を要する事項については、弁護士等の外部専門家に助言を求め、認証審査の公正性確保に努める。
- (3) 弁済業務の運用上の課題等について、地方本部との間で必要な調整を図るとともに、会員管理システム等を利用することにより総本部及び地方本部間における情報の共有化を図り、当該業務の円滑な運営に努める。
- (4) 地方本部の苦情解決業務担当者を対象として、弁済業務の運営に必要な知識の習熟を図るため、弁済委員会を公開する形での研修会を実施する。
- (5) 弁済業務保証金の供託、取戻及び還付手続等を適正に実施し、弁済業務保証金制度の安定維持に努める。

○求償業務（還付充当金に関する事項）

- (1) 弁済業務保証金制度の安定維持を図るため、宅地建物取引業法第64条の10に基づき、弁済業務保証金の還付に係る会員等に対し、還付充当金納付請求手続等を迅速かつ確実に実施する。
- (2) 地方本部及び当該業務に関連する委員会と連携を図り、求償対象者に対する資産調査・情報収集を行い効率的な求償債権の回収を図るとともに、地方本部の求償業務担当者を対象とした求償研修会を実施し、当該業務の円滑な運営に努める。

ii. 宅地建物取引業に関する研修事業

○教育研修（法定研修）業務

- (1) 宅地建物取引業法第64条の3第1項2号及び第64条の6に基づき、代表者、宅地建物取引士その他宅地建物取引業の業務に従事し、または従事しようとする者に対する必要な知識及び能力の向上を図り、もって、消費者の利益を保護するとともに宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正を確保し、取引事故の未然防止に貢献するため、「研修会実施要綱」に基づき、各地方本部を通じて研修会（一般研修会及び特別研修会）を実施する。
- (2) 地方本部による法定研修会の開催に際しては、個別の開催通知発送に加えて協会ホームページ等をも利用することにより確実な周知を図り、会員の受講機会を確保するとともに、研修会実施方式の工夫を図るなど、教育効果の向上に努める。
- (3) 「研修会実施要綱」に基づく研修会を受講（一定の課程を修了）した会員に対し、地方本部を通じ「研修済証」を交付するとともに、未受講会員に対しては継続的な受講指導に努める。また、従来型の「研修済証」に代えて、研修受講済会員を社会一般により広く周知するための仕組みを構築すべく検討を進める。
- (4) 教育効果の向上と受講者の利便性、受講率向上に有効な「eラーニングシステム」を用いた研修を実施する。
- (5) 「研修会実施要綱」に基づく法定研修会の適正な運営を確保するため、地区協議会ごとに地方本部教育研修委員長に対する説明及び意見交換の場を設ける。
- (6) 公益社団法人全日本不動産協会が主催する第56回全国不動産会議の実施に協力する。

iii. その他宅地建物取引業に係る取引に関する紛争の予防又は解決に資する事業

○一般保証業務

- (1) 宅地建物取引業に係る紛争を予防し、一層の消費者保護に努めるとともに、宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正を確保するため、宅地建物取引業法第64条の3第2項第1号に基づく一般保証業務について、一般保証業務方法書及び一般保証委託契約約款を遵守し、当該業務を適正かつ確実に実施する。
- (2) 各種研修会等の機会において、会員に対する一般保証制度の啓発に努めるとともに、ホームページ等を活用し広く一般に対し普及促進を図る。
- (3) 安心安全な取引を推奨する当該業務登録会員へ、速やかに登録証書を発行するとともに、店頭掲示用ステッカーを交付し、普及促進を図る。
- (4) 一般保証業務の内容等について調査研究を行い、利便性の向上を図るとともに、運用体制等の更なる整備充実に努める。

○手付金等保管事業

- (1) 宅地建物取引業法第64条の3第2項第2号の規定に基づき手付金等保管事業を適正かつ確実に実施し、取引の安全を図る。
- (2) 各種研修会等の機会を捉え、パンフレットやステッカー等を利用して会員に対する手付金等保管制度の普及啓発を行い、当制度の理解を促進するとともに、ホームページを活用し、当制度の普及促進を図る。
- (3) 手付金等保管事業の内容等について調査研究を行うとともに取引事故防止に努める。

○手付金保証業務

- (1) 宅地建物取引業の健全な発達を図るため、宅地建物取引業法第64条の3第3項の規定に基づき手付金保証業務を適切かつ確実に実施する。
- (2) 各種研修会等の機会を捉え、パンフレットやステッカー等を利用して会員に対する手付金保証制度の利用啓発を行い、当制度の理解を促進するとともに、ホームページを活用し、当制度の普及促進を図る。
- (3) 手付金保証業務の内容等について調査研究を行うとともに取引事故防止に努める。

II. 収益事業等の実施

○不動産賃貸事業

公益目的事業を安定的に実施するため、本会会館（総本部・宮城県本部・埼玉県本部・東京都本部）の一部を賃貸する。

○助成事業

公益社団法人全日本不動産協会に対して、宅地建物取引業に従事する者の資質向上を目的とした研修に要する費用を助成する。

III. その他の活動の実施

○広報関係業務

- (1) 公益社団法人全日本不動産協会と協同で「月刊不動産」の企画編集及び発行を行い、広報活動の充実を図る。なお、月刊不動産は Web による閲覧方式とする。閲覧者の利便性を高めるため e メールにより配信を行い、モバイルによる閲覧にも対応する。
- (2) ホームページの維持管理等に努めるとともにコンテンツの充実を図り、会員及び消費者に対する情報の提供に努める。
- (3) 公益社団法人全日本不動産協会と連携し、業界紙等の出稿を行う。
- (4) 公益社団法人全日本不動産協会と連携し、インターネット広告等を実施する。
- (5) 公益社団法人全日本不動産協会と連携し、入会案内パンフレット及び全国版のカレンダーを作成・配付する。

○組織活動の充実強化

- (1) 宅地建物取引業法第64条の16第1項の規定に基づき、令和2年度の「社員の加入計画」を下記のとおりとし、入会にあたっては公正な入会審査を行い、優良会員の加入促進に努め、会員数33,000社の早期達成を目指す。

	主たる事務所	従たる事務所
入会见込数	1,959	290
退会见込数	950	250

- (2) 公益社団法人全日本不動産協会に協力し、総務・財務委員会と連携のもと地方本部の基盤強化並びに組織拡充を図る。
- (3) 公益社団法人全日本不動産協会に協力し、会員増強の著しかった地方本部に対する表彰等を行う。
- (4) 公益社団法人全日本不動産協会と連携し、地方本部の取引士法定講習受託に向けた支援活動を実施する。

○総務関係業務

(1) 諸会議の開催計画

第48回定時総会	年1回	理事会	年5回
常務理事会	年5回	監査会	年2回
各種委員会	適宜	会務運営会議	適宜
新年賀詞交歓会	年1回	役員研修会	年1回

(2) 公益社団法人としての的確な業務処理及び適正な財務運営を推進する。

- ① 公益社団法人全日本不動産協会及び一般社団法人全国不動産協会と連携し、適正な協会運営が図られるよう諸規程の整備を行う。
- ② 公益社団法人全日本不動産協会及び一般社団法人全国不動産協会と連携し、全国一元管理の会員管理システムに基づく総本部と地方本部との効率的な業務運営を推進する。
- ③ 事務職員等のマイナンバーに関し、特定個人情報等保護規程・特定個人情報安全管理細則に基づき、適正な管理に努める。
- ④ 公益社団法人全日本不動産協会及び一般社団法人全国不動産協会と連携し、文書管理ガイドラインに基づき、資料の電子化による業務内容整理と効率化を推進し、情報の統一的な共有を図る。
- ⑤ 全日会館の適切な維持保全及び運営管理に努める。
- ⑥ 適正な予算編成・管理を行い、財務運営の効率化に努めるとともに資金運用を適時・的確に行い、財務運営の健全化に努める。
- ⑦ 中期ビジョンの実現に向け、策定した中期ビジョンに沿った事業に取り組む。
- ⑧ 公益社団法人全日本不動産協会及び一般社団法人全国不動産協会と連携し、その他本会運営に関する施策等への協力・調整を図る。